

廃棄物処理施設に関する建設候補地公募要項

1 はじめに

本市の一般廃棄物の中間処理（焼却・破砕・選別等）を担う「裾野市美化センター」は昭和 63 年の竣工から 36 年が経過し、施設の老朽化が進行しています。

また、施設を維持管理するために年間 2 億円程度を支出しており、市の財政運営上の負担も大きいことから、施設を更新することが喫緊の課題となっています。

施設更新については、人口要件により国の循環型社会形成推進交付金を活用することができなくなったことから、本市のみで公設の廃棄物処理施設を整備することが、財政上極めて困難な状況になりました。

そのため、将来的な本市の一般廃棄物の処理については、民間施設を活用する「公民連携による処理」及び県マスタープランで示された枠組みである裾野市、三島市、熱海市、長泉町及び函南町（以下、「3 市 2 町」という）での「広域連携による処理」の 2 つの処理方式について検討を進めています。

「公民連携による処理」は、廃棄物処理施設の建設用地を確保、選定しておらず、候補地を幅広く検討するために、公募を実施することとしました。

また、「広域連携による処理」は、令和 7 年度に建設候補地の検討を予定しており、本公募において、「広域連携による処理」における廃棄物処理施設（中継施設等含む）の建設候補地も想定して公募することとしました。

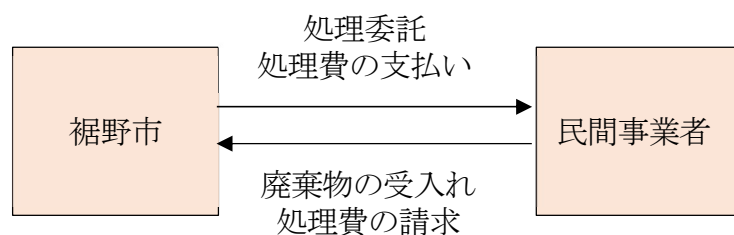
建設候補地の確保は、重要かつ喫緊の課題であることをご理解いただき、皆様からの応募をお願い申し上げます。

2 現在、検討している手法・検討状況

(1) 公民連携による処理

① 公民連携による処理とは

市と民間事業者が連携協定を締結した上で、民間事業者自らの資金で整備、管理運営する廃棄物処理施設に市が一般廃棄物の処理を委託する方式です。



② これまでの経過

令和5年度、6年度に、民間事業者から広く意見や提案を求め、意向等を把握するためにサウンディング調査を実施しました。

サウンディング調査を通じて事業化の可能性を確認できました。一方で、市で建設用地を確保する必要があることを確認しました。

また、いずれの事業者においても、事業収支を安定させるためには、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理が必要という提案でした。

③ 建設候補地（焼却施設等）

民間事業者が建設する廃棄物処理施設の候補地を確保、選定していません。

応募地に加えて、市で抽出する公有地、私有地を幅広い角度から評価（アクセス、地形、周辺環境、インフラ整備状況等）し、その後、各検討候補地の優先順位を検討します。

(2) 広域連携による処理

① 広域連携による処理とは

現在、各市町がそれぞれ実施しているごみ処理について、処理施設を共同で整備（集約化）することなどによって、市や町の枠を超えて実施することです。

② これまでの経過

令和5年5月から3市2町の担当課で協議を進め、令和6年度には3市2町共同で一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査を実施しました。

③ 建設候補地（焼却施設等及び中継施設）

焼却施設等の建設候補地は、令和7年度に3市2町共同で設置する建設候補地選定委員会において評価・検討を行います。

広域で整備する新たな焼却施設等の位置が遠方となった場合、市民サービスや収集運搬の効率の面から、中継施設の整備・運営が必要になる可能性があります、中継施設の建設用地を確保していません。

3 建設施設の概要

(1) 焼却施設等【公民連携用／広域連携用】

民間事業者が民間事業者の事業計画に基づき建設するため、現時点では焼却施設等の処理能力や機能等は不明となります。

今後、パートナーとなる民間事業者を公募し、民間事業者との協定締結等により、処理能力や機能等が決定していきます。

※ 広域連携（3市2町）による処理における廃棄物処理施設での利用も想定しています。

広域連携による処理における廃棄物処理施設の建設候補地としての利用を希望しない場合には、応募申請書（様式1）で該当欄にチェックを入れてください。

(2) 中継施設【広域連携用】

広域連携で整備する焼却施設等への運搬効率や市民サービスの向上等を図るため、市内で発生するごみを集積し、大型運搬車に積み替えを行う施設になります。それに加えて、粗大ごみの破碎施設等を整備する可能性があります。

今後、広域連携で整備する焼却施設の位置等を踏まえ、処理方式や施設規模、破碎施設の有無等を検討します。

4 応募資格者

応募ができる者（以下「応募者」という）は、裾野市の行政区域内に応募しようとする土地があつて、次のいずれかに該当する方とします。

- (1) 応募地の土地所有者（個人・法人を含む）
- (2) 応募地の区長・自治会長

5 応募（募集）期間

令和7年4月1日（火）～令和7年7月25日（金）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等の休日除く）

6 応募書類の提出先及び提出方法

(1) 提出先

裾野市役所 環境市民部 生活環境課

(2) 提出方法

応募者本人またはその代理人が直接持参するものとします。

7 応募地の条件

裾野市の行政区域内の土地で、次の条件の全てに適合、同意しているものとします。

	焼却施設等	中継施設
(1)	一団として <u>1.8 ヘクタール以上</u> の用地面積を確保できること。	一団として <u>0.8 ヘクタール以上</u> の用地面積を確保できること。
(2)	—	<u>概ね裾野市役所以南</u> の位置にあること。
(3)	応募地の全ての土地所有者から、建設用地とすることに同意を得ていること、または得る見込みがあること。 ※ 土地所有者が亡くなっている場合には、すべての相続人の同意を得ていること、または得る見込みがあること。	
(4)	建設用地として決定された場合、建設用地を本市に売却すること。 なお、土地の売買価格は、不動産鑑定評価等を参考に算出します。	
(5)	暴力団員による不法な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）が所有する土地でないこと。また、本公募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。	

8 応募時の提出書類

(1) 提出書類

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 応募土地所有者一覧表（様式2）
- ③ 位置図（縮尺 1:5000～1:10000 程度で応募地がわかるもの）
- ④ 公図（法務局で取得するもの）

(2) 部数

上記①～④正副各1部（副本はコピー可）

(3) その他

応募に要する費用は、応募者の負担とします。

提出された資料は、お返しすることはできません。

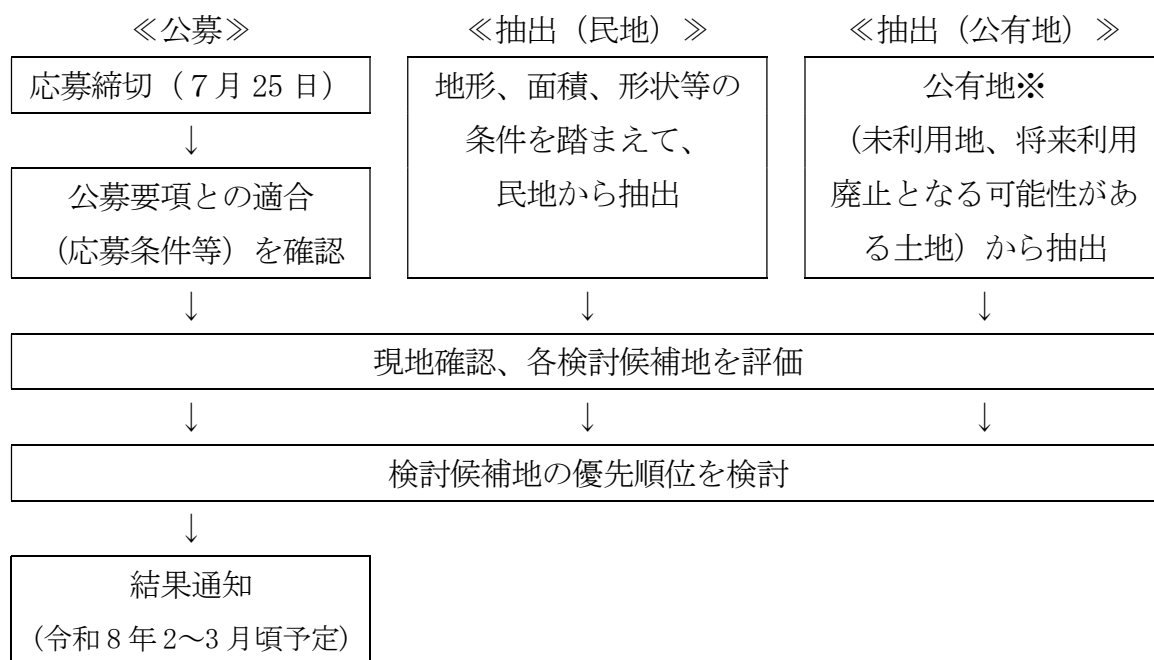
9 応募後の流れ

応募（募集）期間終了後、応募者の資格、応募条件に合致していることを確認します。

応募地に加えて、市で抽出する公有地、私有地を幅広い角度から評価（アクセス、地形、周辺環境、インフラ整備状況等）し、その後、各検討候補地の優先順位を検討します。検討結果は、応募者に直接通知します。

優先順位に基づき、順位の高い候補地から協議、詳細な検討を行います。

【応募後の流れ】



※ 現在、利用していない公有地に加え、各種計画により利用廃止となる可能性がある公有地を抽出する。

10 応募内容の公表

(1) 区・自治会への公表

応募地及びその周辺の区・自治会に対しては、大字、地番、面積等を公表する可能性があります。

(2) 市ウェブサイト等での公表

① 応募期間終了後

応募件数を公表します。

② 優先順位の検討後（結果通知後）

優先順位上位の候補地については、大字、地番、面積等を公表する可能性があります。

11 留意事項

(1) 現地確認

現地確認で応募地に立ち入る可能性があります。

(2) 費用負担

応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 追加資料提供等

応募後も、土地明細等の追加資料の提供や面談をお願いする可能性があります。

(4) 結果通知後の取り消し

応募申請書等の提出書類や面談の内容に虚偽等が判明した場合や、土地の現状が変わり建設できない状況となった場合等は、評価結果を取り消すことがあります。